

第1次南城市特別支援教育推進計画

令和5年度～令和9年度



令和4年9月

南城市教育委員会

第1次南城市特別支援教育推進計画策定にあたって	
1 特別支援教育推進計画策定の趣旨	1
2 特別支援教育に関する主な動向	1
3 計画の位置づけ	2
第1章 南城市における特別支援教育の現状と変遷	
1 特別支援学級の児童・生徒の在籍数	3
2 通級学級の児童・生徒の状況	4
3 南城市教育委員会の取組	6
第2章 南城市教育委員会の特別支援教育の取組み成果と課題	
1 学校指導体制の充実	9
2 特別支援学級、通級学級の充実	9
3 関係機関との連携	9
4 保護者支援・相談体制の充実	9
第3章 第1次南城市特別支援教育推進計画の基本目標と方針	
1 基本目標	10
2 基本方針	10
3 計画期間	10
4 第1次南城市特別支援教育推進計画体系図	11
第4章 第1次南城市特別支援教育推進計画	
1 学校指導体制の充実	12
2 特別支援教育体制の連携・充実	16
3 保護者支援・相談体制の充実	18
第5章 計画の実施と評価	19
南城市的教育構想（特別支援教育について）	20

第1次南城市特別支援教育推進計画策定にあたって

1 特別支援教育推進計画策定の趣旨

南城市特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方や沖縄県の特別支援教育推進計画を踏まえ、南市の現状を把握し、課題を明確にしながら具体的な施策推進のための計画として策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。

文部科学省が示す「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な環境調整等の支援を行うものです。

2 特別支援教育に関する主な動向

平成19年4月：特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正）

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- ・盲・聾・養護学校から特別支援学校
- ・特別支援学校のセンター的機能
- ・小中学校における特別支援教育 等

平成23年8月：改正障害者基本法施行

- ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実
- ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重
- ・交流及び共同学習の積極的推進等

平成24年7月：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

- ・就学相談・就学先決定の在り方
- ・合理的配慮、基礎的環境整備
- ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上 等

平成25年9月：就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正）

- ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度 等

平成26年1月：障害者権利条約批准

- ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等

平成28年4月：障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）

- ・差別の禁止、合理的配慮の提供 等

→障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（平成27年11月）

平成28年6月：改正児童福祉法施行（公布日施行）

- ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進

平成28年8月：改正発達障害者支援法施行（平成28年6月改正）

- ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつ

つ、適切な教育的支援の実施

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進 等

平成 29 年 4 月：新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示

通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成 29 年 3 月 義務標準法改正）

平成 30 年 9 月：小中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化（通知）

- ・当該授業配信により指導要録上出席扱いにすることが可能

令和元年 9 月：「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置

- ・令和 3 年 1 月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」

3 計画の位置づけ

本計画は、「第 2 次南城市総合計画」及び「南城市教育振興基本計画」の分野別施策として位置づけます。また、「第 2 期南城市子ども・子育て支援計画」「南城市子どものまち推進プラン」「第 3 次いきいき南城しあわせプラン（南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画）」及び「沖縄県特別支援教育推進計画」との整合を図ります。

第 2 次南城市総合計画（2018～2027 年度）

基本方針 ひとが育つ 基本施策②児童・生徒・学生の成長

具体的な施策 施策 6 子どもと家庭のケア

- 幼小中の特別支援教育の充実、共生社会への意識の高揚



南城市教育振興基本計画（令和 2 年 12 月 2020～2027 年度）

教育目標 幼児・児童生徒一人ひとりの個性を伸長し、生きる力を育む

教育施策 2 学校教育の充実



第 1 次南城市特別支援教育推進計画
(令和 4 年 9 月 令和 5 年度～令和 9 年度 2022～2027 年度)

第 2 期南城市子ども・子育て支援計画
(令和 2 年 3 月～令和 6 年度)

南城市子どものまち推進プラン
(令和 3 年 3 月～令和 6 年度)

沖縄県特別支援教育推進計画
(令和 4 年 9 月 令和 4 年度～令和 13 年度)

第 3 次いきいき南城しあわせプラン
南城市地域福祉計画
南城市地域福祉活動計画
(令和 2 年 3 月～令和 6 年度)

第1章 南城市における特別支援教育の現状と変遷

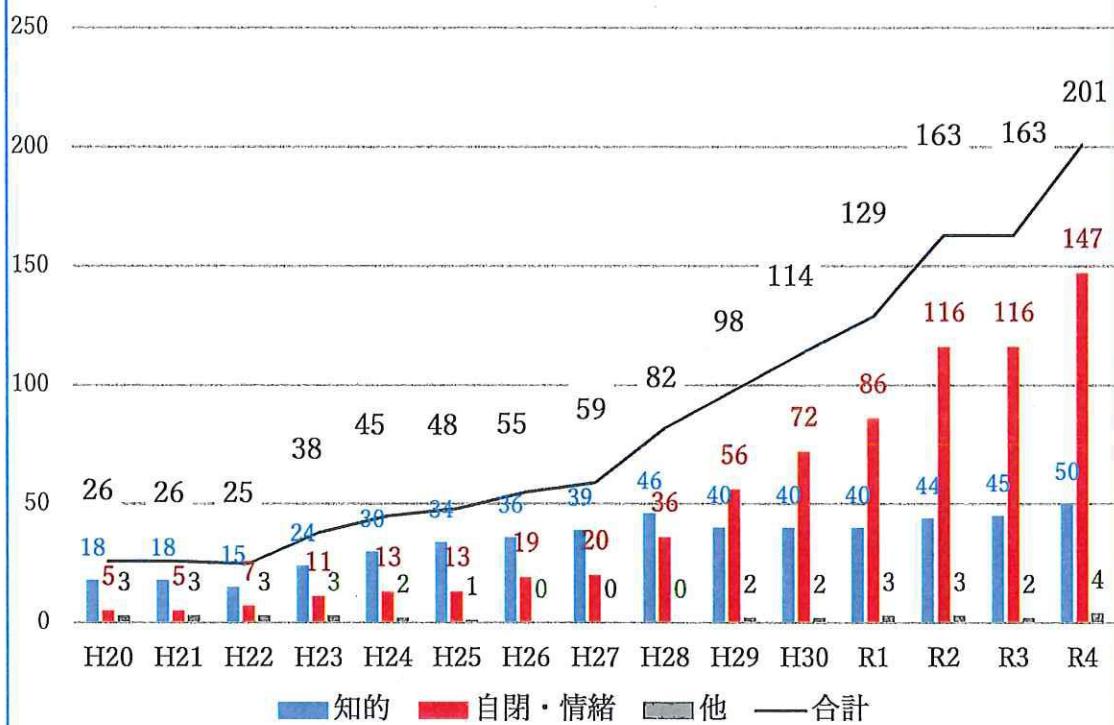
南城市には、令和4年度現在、市立幼稚園4園、市立小学校9校（久高小中を含む）、市立中学校5校（久高小中を含む）の計18校があります。令和4年4月現在の児童・生徒数は5131名（10年前と比較して600名程度増加しています）。



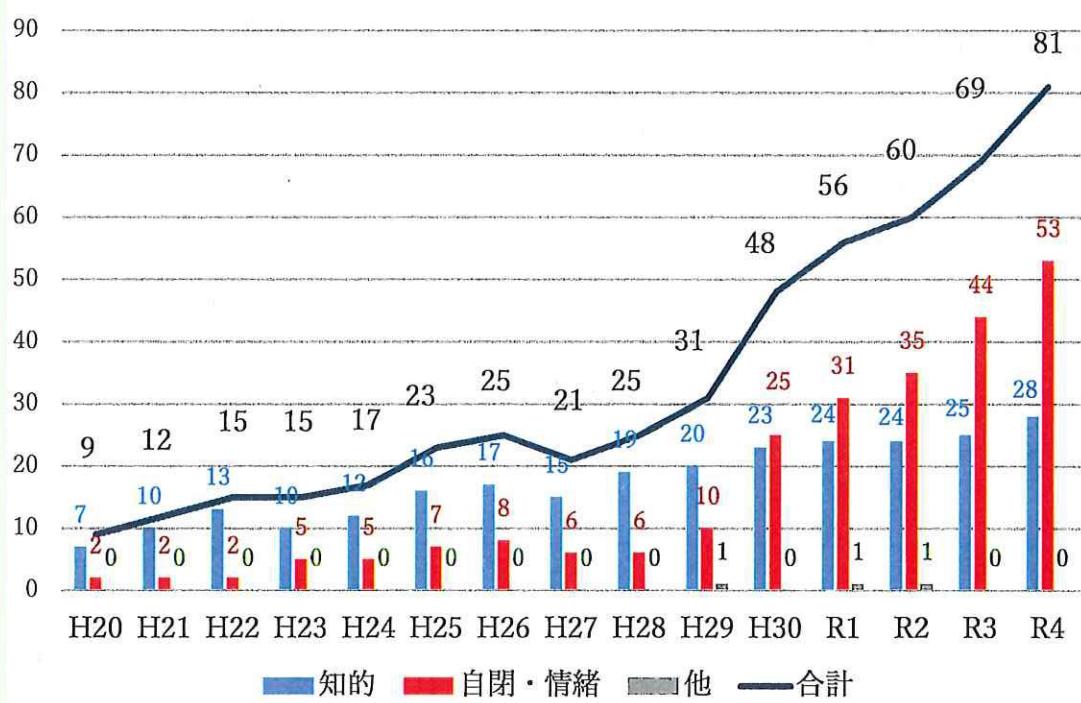
1 特別支援学級の児童・生徒の在籍数

小学校		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障害		34	36	39	46	40	40	40	44	45	50
その他	肢体不自由	0	0	0	0	2	2	3	3	2	4
	病弱・身体虚弱										
	弱視										
	難聴										
	言語障害										
自閉症・情緒障害		13	19	20	36	56	72	86	116	116	147
中学校		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障害		16	17	15	19	20	23	24	24	25	28
その他	肢体不自由	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	病弱・身体虚弱										
	弱視										
	難聴										
	言語障害										
自閉症・情緒障害		7	8	6	6	10	25	31	35	44	53

特別支援学級児童数（小学校）

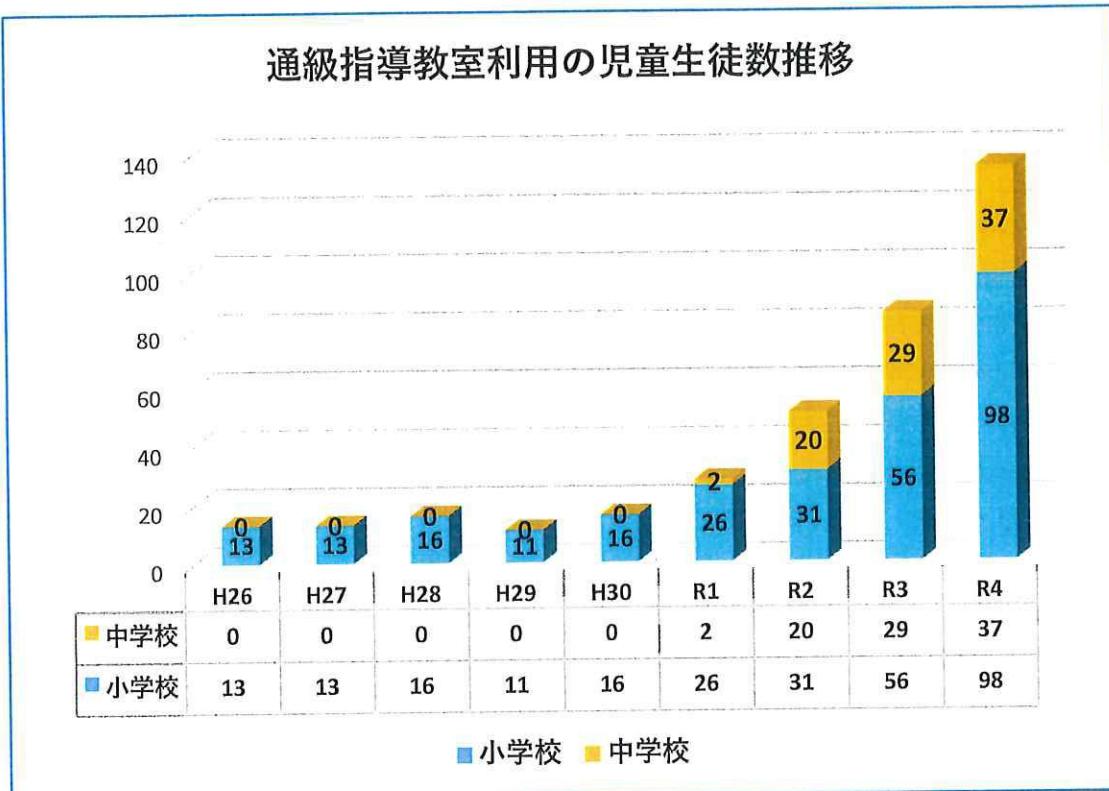


特別支援学級生徒数（中学校）



本市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は年々増加傾向にあります。知的学級の児童・生徒数は増加していますが、自閉・情緒学級の児童・生徒の増加が顕著な状況です。

2 通級学級の児童・生徒の状況



※沖縄県では通級指導教室の設置は13名以上の基準があり、それに満たない学校の児童・生徒は、保護者の送迎により、配置学校へ出向いての対応を行っています。

南城市においては令和2年度より、設置校でない児童・生徒に対しては、配置校の教員が巡回による通級指導を行う方法を導入しました。以降、小中学校とも通級学級を希望する児童・生徒が増加しています。

※通級指導教室では学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒に対し、週当たり、1単位時間から8単位時間程度の授業を実施しています。

3 南城市教育委員会の取組み

(1) 平成 30 年度から令和 4 年度以降の取組み

平成 30 年度

【特別支援教育コーディネーターの取組みの充実】※平成 21 年度から配置

教育指導課内に専門的知識、技能、資格等を有する「特別支援教育コーディネーター」を配置しています。主な職務内容は以下のとおりです。

- ① 特別支援教育の推進
- ② 特別支援教育をする児童・生徒の実態を把握し適切な支援環境を整える
- ③ 教育支援委員会の運営
- ④ 特別支援教育コーディネーター・支援員等への指導助言
- ⑤ 医療・保健・福祉・教育等関係機関との連絡調整
- ⑥ 障がいのある児童・生徒の保護者との教育相談
- ⑦ 就学支援、個別の教育支援計画等の策定及び指導内容や方法等に関する支援

- ・子育て支援課、社会福祉協議会等と貧困も含めた意見交換の実施
- ・SSW、教育相談員との意見交換を何度も行い、それぞれの役割の確認と福祉部との連携の整理

令和元年度

【認定心理士の配置】

○市内幼小中学校に在籍する発達障害等、様々な障害のある教育上特別の支援を必要とする、児童・生徒の受け入れ機会が増加している状況があり、子ども達にとって適切な就学先を審議するための資料となる発達検査が必要となっています。本市においては、年々発達検査の件数が増加傾向にあるため、令和元年度から認定心理士を教育委員会内に配置し、検査の他に発達障害等について、学校への訪問や相談及び助言を行っています。

【通級学級(複数校への訪問配置・公用車の配置)】

通級学級を単独で設置できない学校在籍の児童・生徒に対して、通級担当教員が巡回して指導する体制を整えています。

- ・校長研修(年3回)
- ・特別支援教育職員研修会(年2回)
- ・「教育の日」に市内全教員向けに「特別支援」の研修会を実施
- ・子育て、社協、健康増進課も含めた意見交換会(複数回)
- ・連携強化のため、福祉部課長、指導課長を含め意見交換会

令和2年度

【通級学級(複数校への訪問配置・公用車の配置)】

【各学校におけるコグトレ(認知機能強化を目的としたトレーニング)等の実施】

発達障害等への早期支援: 発達障害等および境界線知能の児童への認知機能強化トレーニングの実施。認知の改善を図り、学習へ興味を持たせることを目的とします。

- ・校長研修(年3回)
- ・特別支援教育職員研修(年2回)
- ・子育て支援課を中心とした意見交換会の実施
- ・大里南小学校でMIM(読みにつまずきのある児童の発見・支援)の実施

令和3年度

【社会福祉士の配置】

各中学校校区に配置しているSSWと教育相談員を統括し、福祉部局との連携を図る業務を対応しています。

【作業療法士、言語聴覚士による巡回相談を実施: 各幼小中へ巡回】

作業療法士は、姿勢保持の困難さ、二つ以上の動作を一度にできない(板書ができない)、道具がうまく使えない等の相談を行っています。

言語聴覚士は、言葉の遅れ等に関する相談を行っています。

【教育支援委員会の充実】

教育支援委員会は、外部の専門家の協力を得、教育委員会の諮問に応じ、幼児教育施設、小学校及び中学校において特別に支援を要する幼児、児童生徒の就学先の総合的判断について、調査審議を行っています。

- ・校長研修(年3回)
- ・特別支援教育職員研修(年2回)
- ・支援学級担当者連絡会
- ・コグトレ、MIM等の実施
- ・外部講師を招聘し、就学に関わる保育所職員、小中学校教頭、小中学校各校の特別支援教育コーディネーター対象の研修を実施

令和4年度(継続も含む)

【管理職・教職員に対する特別支援に関する理解を深めるために、研修を継続し、授業改善及び学級経営の充実(ユニバーサルデザイン及びインクルーシブ教育等)】

【コミュニティ・スクールで地域とともに課題の共有(地域全体が学びの場)】

【通級指導教室設置及び充実に向けた取組の推進】

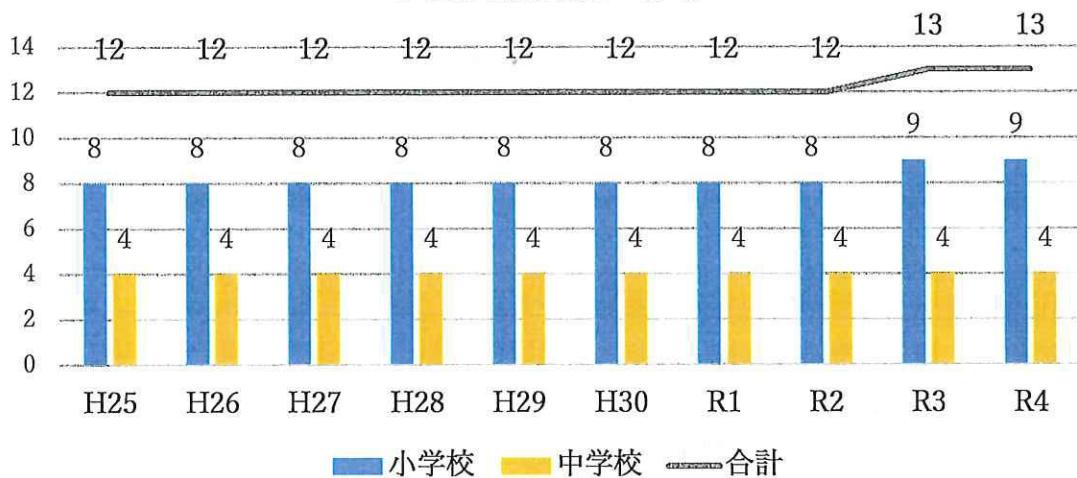
通級指導教室のニーズを把握し、学校や保護者等との連携を図り、設置に向けて関係機関等への要請等を行っていきます。巡回指導を充実させ、市内全ての学校での開室時間を増やす。通級指導教室の担当者連絡会を年6回実施し充実を図っていきます。

【学習支援員及び特別支援教育支援員の取組みの充実】

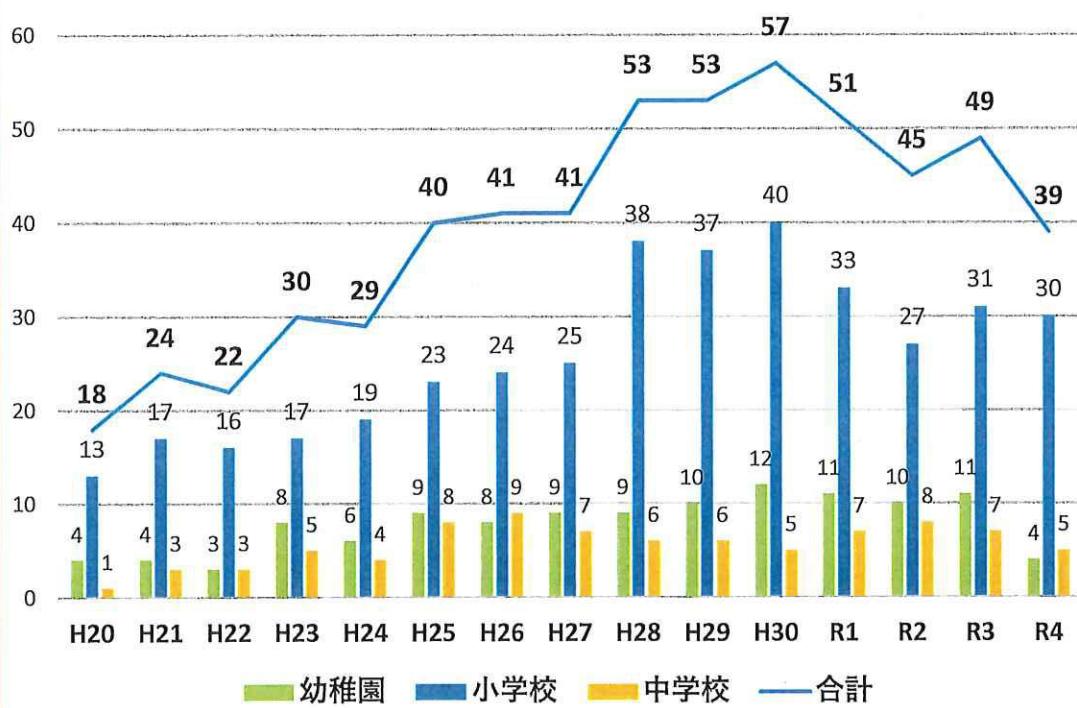
学習支援員：個別支援が必要な児童・生徒への学習支援及びチームティーチングによる授業支援を行っています。

特別支援教育支援員：学校における日常生活上の介助やLDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童・生徒や医療的ケア児に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行っており、各学校の状況に合わせて配置しています。

学習支援員数の推移



特別支援員の配置人数



第2章 南城市教育委員会の特別支援教育の取組み成果と課題

1 学校の指導体制の充実

(1) 成果

校長がリーダーシップを発揮し、特別支援教育の視点で学校経営を推進していくために、校長対象の研修会を年間3回実施し、併せて定例の校長連絡会において情報提供や情報共有を図り指導体制の充実を図りました。

(2) 課題

特別支援教育の推進をはじめ学校経営は、校長のリーダーシップの発揮にかかる部分が大きく、今後も研修等を継続し支援体制の充実を図る必要があります。

また、通常学級におけるすべての児童・生徒にわかりやすい授業、ユニバーサルデザイン(UD)の視点での授業改善や、生徒指導や教育相談における児童・生徒理解など、全教職員のスキルを高める必要があります。

併せて、管理職を要とし、生徒指導及び教育相談担当者と特別支援コーディネーターや特別支援教育担当教員、SSW等との連携・協働する組織体制の充実が求められます。

2 特別支援教育体制の連携・充実

(1) 成果

教育委員会教育指導課内に特別支援教育コーディネーターや認定心理士、社会福祉士等の職員を配置し、組織的体制の強化を図ることにより、各幼児教育施設、各小中学校との連携した取り組みが実施できています。

(2) 課題

支援が必要な児童・生徒に対しては、早期発見及び早期支援が重要であることからも、府内の関係部局との連携強化を図るとともに、幼児教育施設や各小中学校及び県立の特別支援学校との更なる連携が必要です。

3 保護者支援・相談体制の充実

(1) 成果

各学校や教育委員会から特別支援教育の情報発信を積極的に行い、併せて各学校における担任や特別支援教育コーディネーターや教育指導課の特別支援教育コーディネーターによる組織的な相談や支援体制が充実してきています。

(2) 課題

全ての幼児教育施設や各小中学校における相談、支援体制や教育委員会における相談、支援体制を更に充実させるためにも、周知広報やアウトリーチの工夫が必要です。

また、家庭保育を行っている保護者への周知や相談体制について関係部局との役割分担の明確化や連携強化を図る必要があります。

第3章 第1次南城市特別支援教育推進計画の基本目標と方針

1 基本目標

一人ひとりの能力を最大限に伸長させる特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの自律・自立や社会参加・参画に向け、適切な指導及び、必要な環境調整の充実を図ることで、誰一人取り残すことなくすべての人が生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざします。

2 基本方針

本計画の基本目標を達成するために、本市の特別支援教育の柱として次の3つの方針を掲げ、具体的な取り組みはこれらの方針に沿って展開します。

方針1 学校の教育体制の充実

校長のリーダーシップにより特別支援教育の視点での学校経営を行い特別支援教育体制の整備をします。また、管理職をはじめすべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る取組みや学習環境の整備を実施し、学校の教育体制の充実を図ります。また、通常学級におけるユニバーサルデザイン(UD)の視点での授業改善や、生徒指導と教育相談も含めた児童・生徒理解のスキルを高めます。

方針2 特別支援教育体制の連携・充実

支援が必要な児童・生徒に対しては、早期発見及び早期支援が大切です。併せて早期からはじまっている支援を円滑に引き継ぎ、一人ひとりの良さを最大限に伸長するよう体制整備と関係機関との連携を図ります。

方針3 保護者支援・相談体制の充実

誰一人取り残すことなくすべての児童・生徒が楽しく学校生活を送ることは、保護者をはじめ学校職員等すべての人々の願いです。障害についての理解についてすべての保護者に理解してもらえるよう、就学相談や特別支援教育に係る情報提供などの施策を実施します。また、保護者が教育委員会や学校へ安心して相談できるような保護者支援・相談体制の充実を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、第2次南城市総合計画（2018～2027年度）及び南城市教育振興計画（2020～2027年度）との整合性を図るため令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、国や県の動向に対応し適宜見直しを図ります。

第4章 第1次南城市特別支援教育推進計画

1 学校の教育体制の充実

(1) 特別支援教育の視点での学校経営

適正な特別支援教育を推進するためには、各学校の校長や園長等がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った学校経営方針の策定や教育課程の編成が必要です。そこで本市では、管理職を対象とした特別支援教育に係る研修や、情報交換等を充実させ、各学校における特別支援教育の推進を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援教育に関する管理職研修	管理職対象に特別支援教育や障害等に関する研修会を実施	管理職対象の研修を年間3回実施し、特別支援教育や障害に関する理解を深め、学校全体で取り組む
校長・教頭連絡会における情報交換	定例の校長・教頭連絡会において特別支援教育に関する情報提供や情報交換を実施	定例の校長・教頭連絡会において適宜、情報共有し、各学校における特別支援教育の理解促進と充実を図る

(2) 教職員の特別支援教育の理解促進と指導力向上

特別支援教育の目標を達成するためには全職員の理解が不可欠です。全職員がそれぞれの校務分掌に関わらず、特別支援教育について正しく理解し、幼児・児童・生徒の学校生活の支援や指導力の向上を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援教育に関する研修	特別支援教育や障害等に関する研修会を継続	年間2回研修を実施し、特別支援教育や障害に関する理解を深め実践に生かす
各学校の特別支援教育コーディネーターの研修	特別支援教育の動向に関する研修を実施し、各学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上	年3回研修会を実施し、各学校における特別支援教育の理解促進と充実を図る

(3) 校内支援体制の充実

幼児・児童・生徒を支援するためにも、各学校における校内教育支援委員会をはじめとする学校体制の整備や、幼児・児童・生徒の実態把握など各学校における支援体制の整備を図ります。

取り組み	内容	成果目標
校内教育支援委員会の充実	児童・生徒の実態把握をし、支援方法や指導目標等について協議・検討	適切な校内教育支援委員会の実施により、適正な支援を行う
幼児・児童・生徒の実態把握	苦手なことや得意なことに着目し、全体像を捉えた実態把握（チェックリスト等を活用した実態把握の実施）	幼児・児童・生徒の適正な実態把握に基づいた支援を行う

(4) 学習環境の充実

学習環境を整備することにより、特別な教育的支援が必要な子どもだけではなくすべての幼児・児童・生徒がわかりやすい授業を実施することができ、誰一人取り残すことなく、すべての幼児・児童・生徒が充実した学校生活を過ごすことができるよう努めます。

取り組み	内容	成果目標
ユニバーサルデザイン(UD)等を取り入れた授業づくり	授業のあらゆる場面や学習環境でUD化を図り、すべての児童・生徒が参加しやすく、わかりやすい授業を実施	特別な教育的支援が必要な子どもだけではなく、すべての児童・生徒にとって「分かる・できる」授業を構築
ICT教材の活用	ICT教材を活用し、すべての児童・生徒にとってわかりやすい授業の実施。個別最適化を意図したICTの活用	ICT教材を効果的に活用した授業の実施し、学習の個別最適化を図る
認知機能強化を目的としたトレーニング(コグトレ) 読みにつまずきのある児童の発見・支援等の実施(多層指導モデルMIM)	身体面・学習面・社会面の3方向から包括的に支援するコグトレを推奨 MIM等を用いて通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供	認知機能強化で「できる」達成感を得る(学習への意欲向上) 読みのつまずきを解消し、学習や生活の支障を取り除く

(5) 特別支援学級・通級指導教室の充実

特別支援学級の児童・生徒は年々増加傾向にあり、今後も引き続き同様な傾向にあると推測されます。その中でも、近年、自閉・情緒学級のニーズが高まっています。

特別支援学級在籍の児童・生徒が有意義な学校生活を送るためにも、担当職員の資質向上が不可欠です。そこで教育委員会では、引き続き担当職員の研修会を実施し、専門性の向上を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援学級担当教員の研修	特別支援学級教員の実態に応じた研修会の実施	年間2回研修会を実施し担当者の資質向上をし、授業改善を図る
通級担当教員の研修	通級指導教室担当者連絡会において研修会を実施	年間6回研修会を実施し、通級担当教員の資質を向上させ、通級学級の実践の質の向上を図る
特別支援学級や通級学級の適正配置の検討	教育的ニーズや実態に応じた特別支援学級の設置や通級指導教室の設置	実態に応じた特別支援学級の設置

(6) 多様な人材活用による支援の充実

特別支援教育は幼児・児童・生徒の実態に即した柔軟な関りが求められます。特別支援学級に限らず、通常の学級等における支援について多様な人材活用による支援の充実を図ります。

取り組み	内容	成果目標
学習支援員を学習支援ボランティアへ円滑な移行	通常学級における学習支援員の配置を学習ボランティアへ移行	学習ボランティアが計画的・継続的に関わることにより、すべての児童・生徒の学習参加・参画を図る
特別支援教育支援員の適正な配置と、業務の充実	通常学級における安全確保のために配置し、教職員との協働で即時性のある対応を担うため、資質向上を図る	適正な配置と関わりにより、すべての児童・生徒が安全安心な学校生活が過ごせる
作業療法士、言語聴覚士の巡回指導の実施	児童・生徒に対する指導・支援の助言を実施	学校の実態に応じた、作業療法士や言語聴覚士の巡回により、教職員が指導方法や支援方法を学び、実践に生かす

(7) 児童生徒一人ひとりに居心地のある学校・学級経営の充実

取り組み	内容	成果目標
本質的な生徒指導の充実	生徒指導の「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定」「安全・安心な風土の醸成」の視点での学校・学級経営	児童生徒が主体的に活動し、お互いを認め合う関係の構築
Q-U 検査を生かした学級経営	Q-U 検査の結果から個人の満足度や学級集団の状況を把握、分析し対応	年間2回の検査により、教師の児童生徒理解と実態のズレを修正し、個別指導や学級経営の充実
特別活動の充実	集団や社会の形成者としての見方・考え方を働きかせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成	いじめの未然防止や学力向上、そして一人ひとりの自己存在感の高揚
道徳教育の充実	特別の教科道徳を要として、学校教育全体で道徳教育を推進	自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信等の自尊意識や他者への思いやり等からなる道徳性の高まり
本質的な授業改善	主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり	質の高い学びが実現され、生涯にわたって主体的に学び続ける児童生徒の育成

2 特別支援教育体制の連携・充実

(1) 早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康検査の情報共有や、幼児教育施設や各学校への巡回により、支援が必要な幼児・児童・生徒の早期発見に努め、支援が必要な幼児・児童・生徒への支援を行います。

取り組み	内容	成果目標
幼児教育施設の巡回相談	発達の課題の見立てに関することを幼児教育施設に周知することで早期発見・早期支援をしやすい体制を構築	幼児教育施設における早期発見・早期支援体制の構築 心理士（臨床・公認）を2名体制 知能検査、相談体制及び、福祉部、市民部との連携体制強化
各小中学校の巡回相談	各小中学校を訪問し、特別支援コーディネーターを中心とした早期発見・早期支援体制の支援の実施	各小中学校の早期発見・早期支援体制の充実 作業療法士、言語聴覚士の巡回指導
就学時検診時の教育相談	検診時に子育ての困り感のある保護者対象の相談窓口を関係部局と連携して設置	小学校入学前の早期発見・早期支援 特別支援コーディネーター、心理士、保健士の配置

(2) 教育施設間の連携

幼児教育施設から小学校へ就学や、小学校から中学校への進学に当たり、これまで積み上げてきた支援等を適正に引き継ぐことが重要です。各教育施設間での情報を共有することで切れ目のない支援を目指します。

取り組み	内容	成果目標
幼児教育施設の巡回訪問	小学校における支援内容等を幼児教育施設へ周知	幼児教育施設と小学校との連携体制の構築 心理士（臨床、公認）の2名配置
各小中学校の巡回訪問	小学校と中学校との情報共有を促し、一貫した支援体制を充実	小中の支援体制の充実 個別の教育支援計画の適正化による一貫した教育的支援（年1回）
関係部福祉機関との連携	福祉部や市民部との連携した取り組みの実施	支援に関する情報の共有 DXによる強化

(3) 特別支援学校との連携

特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域や学校の実態に応じた支援や助言を受け、質の高い特別支援教育の推進を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援学校のセンター的機能の活用	支援が必要な児童・生徒の指導や支援について特別支援学校から助言を受け、各学校の指導・支援の充実	特別支援学校のセンター的機能の活用による支援の充実
共催研修	特別支援学校と協働で研修会を実施	教職員の資質向上

3 保護者支援・相談体制の充実

(1) 就学相談システムの充実

就学相談では、支援が必要な幼児・児童・生徒について発達の状態等に応じた最も適切な教育を行っていくために、一人ひとりの生涯を見通し、可能性を最大限

に伸長する視点から理解を図る必要があります。このため、就学相談に関わるすべての関係者が正しく理解して保護者へ情報提供し、保護者との信頼関係を構築しながら就学相談を行います。

取り組み	内容	成果目標
就学相談の体制づくり	相談の増加傾向に対応できる相談体制づくりを推進	就学相談体制の充実 特別支援コーディネーター、心理士を中心とした相談体制
各学校の特別支援コーディネーターの相談業務に関する専門的な研修	研修会を実施し各学校の担当者の専門性の向上	特別支援コーディネーターの相談業務に関わる専門性の向上を図り、丁寧な保護者対応の実施

(2) 情報発信の充実

南城市における就学相談や特別支援教育の情報について、市公式ホームページや各学校のホームページによる周知や、関係機関との情報共有等により、多方面から保護者に情報提供できる環境の整備を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援教育啓発リーフレット等の配布	特別支援教育についてのリーフレットを作成し就学時検診等で配布 適宜、リーフレットの見直し	特別支援教育について保護者への周知を行い、子どもとの適切な関わりができるようにする
市や各学校のホームページによる特別支援教育の啓発	市や各学校のホームページで特別支援教育についての情報発信	市教育委員会及び各学校のホームページにおける特別支援教育に関する内容の充実

(3) 相談体制の充実

支援を必要とする幼児・児童・生徒の保護者は、子どもの発達や教育等について気軽に相談できず、悩みや不安を一人で抱えている状況があります。保護者に寄り添い、保護者が安心して子どもに教育を受けさせられるように相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容	成果目標
特別支援教育相談支援	市教育委員会における特別支援教育にかかる教育相談支援体制の充実	各学校や保護者が、相談しやすい体制づくりの充実 特別支援に特化した教育相談員の配置
関係機関との連携・協働	福祉、健康、医療、教育・労働等の関係機関と連携し支援	連携・協働した支援の実施

第6章 計画の実施と評価

計画に沿った施策の推進を図るため、各年度の事業の実績・進捗について、計画の進捗管理や評価をP D C Aのサイクルで実施します。

国や県の計画や同行、年度ごとの取り組み状況等を踏まえ、計画期間（令和5年度～令和9年度）の中間年度にあたる令和7年度に、取組み内容や目標の見直し等を実施します。これらの取組みの成果を、令和10年度からの次期計画である、第2次南城市特別支援教育推進計画策定に適切に反映していくこととします。

南城市的教育構想（特別支援教育について）



一人一人の能力を最大限に伸長させる特別支援教育の充実

